

介護保険料の改正について

介護保険制度では、3年毎に介護サービス費用の見込額等を見直し、65歳以上の人が負担する介護保険料を決めることになっています。

介護保険料は介護が必要になったときに安心してサービスを利用するための大切な財源です。保険料の納付にご理解とご協力をお願いいたします。

○令和6年度からの改正点について

令和6年度介護保険制度改正により国の基準が9段階から13段階に改められたことに伴い、第9段階を細分化して13段階へ変更し、高所得者の乗率を引き上げています。また、第1段階は乗率を0.3から0.285に、第2段階は0.5から0.485、第3段階は0.7から0.685にそれぞれ引き上げています。

○令和6年度から令和8年度までの保険料基準額は、令和5年度と同額の年額72,000円（月額6,000円）で変更はありません。

なお、令和6年度の保険料は8月中旬頃お知らせします。

■お問い合わせ

保健福祉課 介護保険係 ☎4-3356
税務住民課 税務係 ☎4-2511内線115

【介護保険料】太字部分が改正になります。

所得段階	区分内容	乗率	介護保険料年額（円）
第1段階	生活保護被保護者、世帯全員非課税・本人年金収入等80万円以下	基準額×0.285	20,500
第2段階	世帯全員非課税、本人年金収入等80万円超120万円以下	基準額×0.485	34,900
第3段階	世帯全員非課税、本人年金収入等120万円超	基準額×0.685	49,300
第4段階	本人非課税、本人年金収入等80万円以下	基準額×0.9	64,800
第5段階	本人非課税、本人年金収入等80万円超	基準額	72,000
第6段階	本人町民税課税、合計所得金額120万円未満	基準額×1.2	86,400
第7段階	本人町民税課税、合計所得金額120万円以上210万円未満	基準額×1.3	93,600
第8段階	本人町民税課税、合計所得金額210万円以上320万円未満	基準額×1.5	108,000
第9段階	本人町民税課税、合計所得金額320万円以上 420万円未満	基準額×1.7	122,400
第10段階	本人町民税課税、合計所得金額 420万円以上520万円未満	基準額×1.9	136,800
第11段階	本人町民税課税、合計所得金額520万円以上 620万円未満	基準額×2.1	151,200
第12段階	本人町民税課税、合計所得金額620万円以上 720万円未満	基準額×2.3	165,600
第13段階	本人町民税課税、合計所得金額720万円以上	基準額×2.4	172,800